

令和元年6月19日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26381063

研究課題名(和文) 日本型インクルーシブ教育システムの融合的創成とその国際的意義に関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive study of integrated creation of Japanese inclusive education system and its international significance

研究代表者

岡典子(OKA, Noriko)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：20315021

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、これまで欧米モデルをほとんど唯一のスタンダードとしてきた国際社会に対し、近い将来新たなインクルーシブ教育の選択肢となる教育モデルを日本の主導において提起することにある。本研究の結果、日本のインクルーシブ教育がもつ最大の特長は、理念、制度、実践のすべての次元にみられる柔軟性であることが、改めて明らかとなった。さらに、地域社会との協働によるインクルーシブ教育の実践は、学校教育にとどまらず地域社会、とりわけ人口減少にあえぐ地方都市の活性化にも有効に作用することが示唆された。日本型インクルーシブ教育は、とくに東アジア諸国や途上国に対して、有益な知見を提供できると考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって期待できる学術的・社会的意義としては、以下の2点が挙げられる。ひとつは、日本がもつ社会的・教育的特質や豊富な教育資源を海外に広く発信することである。それはインクルーシブ教育を介した国際貢献であり、同時に日本に対する国際的関心を高めることにも寄与する。ふたつめは、インクルーシブ教育を通じて国内外の地域社会を活性化することである。学校と地域社会との協働によるインクルーシブ教育の展開は、人口減少や高齢化など、さまざまな問題にあえぐ地方都市の活性化にも結びつくことが期待できる。

研究成果の概要(英文)：In the international community, the Western model has traditionally been regarded as the only standard for inclusive education. Therefore, the purpose of this study is to propose a new inclusive education model under the direction of Japan as an alternative option in the near future. As a result of this study, it became clear that the greatest feature of inclusive education in Japan is the flexibility that is common to all of its principles, systems and practices. In addition, it was suggested that the practice of inclusive education in collaboration with the local community effectively acts not only on school education but also on revitalization of the local community, especially local cities that are suffering from population decline. Japanese inclusive education is considered to be able to provide useful insights, especially to East Asian countries and also developing countries.

研究分野：教育学

キーワード：インクルーシブ教育 特別支援教育 日本の学校教育 社会的特質 地域社会 国際的意義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2014年1月、わが国は国連・障害者の権利に関する条約に批准した。障害のある人の権利のひとつとしてインクルーシブ教育の保障を掲げた同条約の批准は、わが国の特別支援教育が今後、インクルーシブ教育へと歩みを進めていく意思を示している。

伝統的な障害児教育の形態であった特殊教育を否定し、これに代わる革新的理論としてインクルーシブ教育が提起されてからすでに四半世紀が経過した。この間、インクルーシブ教育は障害の有無や人種、貧困問題等社会に存在する多様な差異とそれに起因する差別・排除の解消を実現する社会改革・教育改革運動として国際社会に位置づけられてきた。しかし今日、インクルーシブ教育は、優れた成果とともにさまざまな困難と矛盾にも直面している。マイノリティ当事者と教育専門家の対立の先鋭化、マイノリティ当事者同士の権利・利害の対立、障害のある子どもの在籍の増加による障害のない子どもの公立学校回避、特別な配慮を必要とする子どもの人数の増加による教育財政の圧迫等はその一例である。こうした問題は、インクルーシブ教育における理念と実態の乖離を明示する。

ところで、インクルーシブ教育を理解するうえで重要な点のひとつは、その根幹が社会改革にあるという事実であろう。もともとインクルーシブ教育は、その発祥国である欧米の社会的・教育的特質に基づいて構想されたものである。だが20世紀末以来、インクルーシブ教育は欧米諸国にとどまらず、すべての国が目ざすべき国際標準に位置づけられてきたし、その際、欧米諸国の先例は各国が学ぶべきほとんど唯一のモデルと考えられてきたのである。実際、日本を含む非欧米諸国の多くが、インクルーシブ教育の導入に際して欧米モデルを参照してきた。

しかし、この点に、インクルーシブ教育が抱える更なる問題点と矛盾がある。インクルーシブ教育の大目的が社会改革にあるとすれば、国際社会におけるインクルーシブ教育の推進とは、世界共通のスタンダードを求めることではなく、むしろ各国がそれぞれ自国の社会的・教育的基盤に即した柔軟な仕組みを構築するべきであろう。加えて、そもそも多様性の受容と尊重を根本理念とするインクルーシブ教育において、欧米モデルの画一的な模倣はその理念に矛盾するし、各国や地域や長年培ってきた社会的・教育的基盤を喪失させかねない危険性さえ孕んでいる。実際、報告者らはこれまでの研究を通じて、日本を含む東アジア諸国において、欧米モデルの本質に対する十分な理解を欠いたまま、表層的・モザイク的な移植が進行していること、これにより自国の学校文化あるいは社会的特質との間にコンフリクトが生じていることを指摘してきた。

2. 研究の目的

こうした前提をふまえて、本研究の目的は、これまで欧米モデルをほとんど唯一のスタンダードとしてきた国際社会のインクルーシブ教育に対し、近い将来、新たな選択肢となる教育モデルを日本の主導において提起することにある。この日本型インクルーシブ教育ともいえるべき新たなモデルは日本国内だけでなく、非欧米諸国、とりわけ社会的特質の点で欧米よりも日本に近似する東アジア諸国に対してより受容しやすいものとなる。報告者は、すでに過去の科学研究費(基盤研究(B)21330173)において、東アジア諸国の学校教育には根幹部分において深い親和性・類似性が存在することに言及してきた。こうしたことからみても、日本型インクルーシブ教育モデルの創出が国際社会、とりわけ東アジアにもたらす意義は大きいと考える。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するため、以下の2点を検討課題として設定する。研究方法については、文献研究と調査研究(聞き取り調査)を組み合わせて行う。なお、研究1の主な対象国として、ドイツとアメリカ合衆国を設定する。

【研究1】欧米モデルによるインクルーシブ教育がもつ特質とその意義、課題、限界について明らかにすること。

【研究2】特別支援教育を含め、日本の学校教育がこれまでに蓄積してきた理念・制度・実践を再検討すること。さらにそれをふまえたうえで、日本の特質を基軸とするインクルーシブ教育(日本型インクルーシブ教育)の構成要素を検討すること

4. 研究成果

【研究1】

(1) ドイツ

ドイツは旧西ドイツ11州、旧東ドイツ5州の計16州から成る連邦国家であるが、教育に關するほどすべての権限は州に置かれている。各州の具体的な教育政策はそれぞれの州における経済的・文化的状況、歴史的発展の経緯、住民構成、学校教育に関わる様々な資源の保有状況など複数の要因を反映しており、一様ではない。このことはインクルーシブ教育にも同様にいえるが、一方で、州を超えて国全体に共通する認識や実態も存在している。PISAをはじめとする国際学力テストの結果をめぐる論争や、移民・難民問題への対応困難、貧困問が学力にもたらす影響への懸念などはその典型例である。ドイツは、欧米諸国のなかでは比較的最近まで分離教育を堅持してきた国であり、現在、日本と同様にインクルーシブ教育への改革のさなかにある。

州によっても多少異なるものの、ドイツでは初等教育から中等教育段階への移行に際し、能

力や適性、保護者の意向等に応じて異なる教育機関に進学するのが基本である。典型的には、義務教育修了後ただちに就職することを前提とした基幹学校、中級の技術者などの要請を目的とする実科学校、大学進学を前提とするギムナジウムの三分岐型教育制度が、同国で長年維持されてきた伝統的な学校形態である。加えて、課程主義をとる同国では、学業の達成度が不十分であれば原級留置の措置がとられる。すなわち、ドイツのインクルーシブ教育（＝すべての子どもが共に学ぶこと）は、分離を前提とする教育制度のなかにいわば部分的に摂取された「統合」なのである。それだけに、インクルーシブ教育に伴う諸問題は、とりわけ基幹学校に典型的に現れる。ドイツにおける低学力問題には、移民の背景をもつ子どもや、経済的困難を抱える家庭の子どもの教育問題が深くかかわっているが、こうした問題をもつ子どもたちの多くが在籍するのが基幹学校である。2014年教育研究省報告によれば、ドイツ国籍の子どもは約半数がギムナジウムに進学し、基幹学校に進むのは15%弱であるのに対して、外国籍の子どもは40%以上が基幹学校に進学している。加えてシリア等からの難民の急増に伴い、基幹学校は事実上、ドイツ語理解に不自由のある難民の子どもたちの受け皿となっている。近年では、種々の支援のもとで、ギムナジウムや実科学校で障害のある子どもが学ぶ取り組みも行われているが、基幹学校の場合、障害のある子どもの受け入れに加え、障害の有無に限らず、在籍する生徒の多数がさまざまな教育的ニーズを有する子どもたちであることが、一人ひとりの子どもへの適切な支援の提供を困難にする要因となっている。

（２）アメリカ

アメリカは、ドイツとは対照的に国際社会において早期からインクルーシブ教育を牽引してきた国のひとつである。著名な教育学者D.ラヴィッチ(2011)が「学校教育が社会の病弊を改善できると信じるほど、典型的なアメリカ的発想は他にない(ラヴィッチ,2011)」と指摘するように、アメリカにおける教育改革の課題は、いつの時代も常に、その時代の社会問題と直結してきた。とりわけ、20世紀後半のアメリカにおける教育改革は、社会的正義の実現を目的とし、地域・人種・男女等、あらゆる差別の撲滅をめざす葛藤の連続(ラヴィッチ,2011)であり、インクルーシブ教育もまた、こうした流れの一環に位置づけられる。しかし、他国に先んじてインクルーシブ教育を推進してきたアメリカの実態は、その優れた到達点とともにインクルーシブ教育がもつ根本的矛盾も示している。インクルーシブ教育の進展に伴う特別支援学校の閉校は、顕著な一例といえよう。障害のある子どもの圧倒的多数が通常学校に在籍することにより、特別支援学校の在籍者数が減少するのは自明であるが、この問題はとくに視覚障害や聴覚障害等の低頻度発生障害の子どもたちにとってより深刻である。もともと州内に1校しか存在していなかった盲学校や聾学校の閉校により、子どもたちは好むと好まざるとにかかわらず、通常学校に在籍しなければならない状況が生まれている。このように、元来、障害のある子どもにとって「権利」であるはずのインクルーシブ教育が、選択の余地なく実施されている現実には、インクルーシブ教育の理念と相矛盾する。アメリカでは、特別な教育的支援の対象となる子どもの数は年々増加しており、特別支援教育にかかる予算も増大している。先に述べた特別支援学校の閉校も、背景のひとつには州財政の問題がある。限られた財源のなかでの特別支援教育予算の増大は、障害のない子どもの教育予算の圧迫とも結びつく難問であり、「すべての子どもの平等」を前提としつつ、限られた人的、物質的資源をどこに、どのように配分するのかは、インクルーシブ教育を進めるうえで避けて通れない課題となっている。

【研究２】

日本のインクルーシブ教育にみる最大の特徴は、急激な変化を求めるのではなく、種々の課題を解決しながら緩やかにインクルーシブ教育への移行を実現しようとしている点にある。このことは、2012年の中央教育審議会報告からも明確にみてとれる。すでに述べたように、国際社会におけるインクルーシブ教育の出発点は、特殊教育の批判・否定にあるが、日本では特殊教育・特別支援教育の意義を否定せず、むしろ特別支援教育を「インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠」と位置づけ、その発展の延長上にインクルーシブ教育を位置づけている。これにより、特殊教育・特別支援教育とインクルーシブ教育との理念的・方法論的連続性が担保され、これまでの教育で蓄積されてきた財産の継承が可能となる。特殊教育とインクルーシブ教育を二項対立的に位置づけるのではなく、両者を緩やかな連続体とみる思考もまた、わが国のインクルーシブ教育の特徴といえる。

2018年2月に、神奈川県立X高等学校を対象として実施した調査の結果は、日本のインクルーシブ教育がもつさらなる可能性を示唆する。X高等学校は、同県教育委員会が高等学校におけるインクルーシブ教育を推進する目的で選定した3校のインクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)のうちの1校であり、2017年度より軽度知的障害の生徒を受け入れている。管理職教員を対象として行った聞き取り調査では、インクルーシブ教育の導入が知的障害生徒に対する教育効果にとどまらず、障害のない生徒の学力向上をはじめ、さまざまな波及効果に結び付いていることが明らかとなった。インクルーシブ教育が順調に進展している理由はいくつかあるが、興味深いのは、重要な理由のひとつに学校の立地が挙げられている点である。X高等学校は豊かな自然に囲まれた地域にあり、住民には古くからその地域で生活してきた人々も多い。地域住民は、学校外での生徒を日常的に見守る役割を果たしており、そのことが生徒同士の人間関係、生活習慣、所属意識、自己肯定感などに有意義な成果をもたらしている。

そもそもインクルーシブ教育の本質は、学校改革を通じて地域社会を変革しようとする草の根の社会運動であり、その根底には、地域コミュニティの力で地域の次代を担う子どもたちを育成しようとする発想がある。X 高等学校と地域住民の関係性は、自然発生的かつインフォーマルなかたちにおいて、インクルーシブ教育の根幹を担う役割を果たしている一例であり、同様の結果は、類似の条件を有する別の地域や小学校を含む他の教育段階でも得られた。

日本のインクルーシブ教育がもつ最大の特長は、特別支援教育とインクルーシブ教育を緩やかな連続体にとらえ、その枠組のなかで多様な学びの場とシステムを維持、発展させようとする柔軟な思考にある。また、X 高等学校の事例にみられるように、地域社会と学校との間に存在するインフォーマルな支援も、今後インクルーシブ教育を発展させていくうえで重要な鍵となる。地域で生き、地域で働く次世代を学校と地域社会の協働によって育成する観点に立てば、その成果は学校教育の枠組みにとどまらず、人口減少にあえぐ地方都市の活性化にも寄与するものとなる。インクルーシブ教育における地域社会と学校との協働は、インクルーシブ教育の根本理念を達成するうえで世界共通の課題といえるが、とりわけ豊富な教育資源をもたない途上国にとって、地域住民からの資源は必要不可欠である (Rieser, 2008)。その意味で、日本がもつインクルーシブ教育の資源は、日本国内や日本と類似の社会的特質をもつ東アジアはもとより、限られた教育資源のなかでインクルーシブ教育を推進する途上国に対しても重要な知見を提供できると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

- (1) 呉 允熙・岡 典子(2019)韓国における自立生活理念への着目 - 障害者福祉新聞における言及を中心に - . 障害科学研究, 43, 1-14. (査読有)
- (2) 立浪朋子・岡 典子(2018)石川県の感化院・少年教護院における低能児の顕在化と特別低能学級開設への過程 - 1908(明治41)年~1935(昭和10)年 - . 障害科学研究, 42, 55-68. (査読有)
- (3) 呉 允熙・趙 源逸・岡 典子(2018)日本生活自立センター創設初期の自立生活理念の形成 - ヒューマンケア協会の設立過程を中心に - . 韓国障害学, 3, 5-40. (査読有)
- (4) 品田彩子・岡 典子(2016)1980年代前半における障害者に対する雇用上の合理的配慮の特質 - 宗教行為に対する合理的配慮との比較検討 - . 障害科学研究, 40, 29-41. (査読有)
- (5) 岡 典子・品田彩子・相賀頌子・宮内久絵(2016)ドイツにおけるインクルーシブ教育改革への模索 - 社会的・教育的基盤との関連に着目して - . 筑波大学特別支援教育研究, 10, 65-74. (査読有)

〔学会発表〕(計7件)

- (1) 岡 典子(2018)共に生きる社会とは - 歴史に学ぶ・世界に学ぶ - . 第33回地方創生にいまカレッジ「鳴滝塾」(講演).
- (2) 岡 典子(2017)ナチ期ユダヤ人障害者の救援とオットー・ヴァイト. 教育史学会第61回大会.
- (3) 呉 允熙・岡 典子(2017)自立生活センター創設初期における「自立生活」理念の形成 - 日本のヒューマンケア協会の設立過程を通して - . 障害科学学会第12回大会.
- (4) 岡 典子(2016)視覚障害教育は何を旨としてきたか - アメリカ視覚障害教育の発展とインクルーシブ教育 - . 筑波大学附属視覚特別支援学校校内教員研修(講演).
- (5) 岡 典子(2016)アメリカ合衆国盲教育史にみる盲人の覚醒と社会変革の系譜 - S.G. ハウから R.B. アーウィンへ - . 教育史学会第60回大会.
- (6) 岡 典子(2016)諸外国におけるインクルーシブ教育と我が国のインクルーシブ教育. 2015年度インクルーシブ教育実践研究協議会(講演).
- (7) 青木琴音・岡 典子・宮内久絵・米田宏樹(2015)戦後精神薄弱教育におけるカリキュラム論の展開 - 1963年養護学校学習指導要領の制定過程に着目して - . 日本特殊教育学会第53回大会.

〔図書〕(計3件)

- (1) 中村満紀男(2018)日本障害児教育史 - 戦前編 - . 明石書店.
- (2) 岡 典子・宮内久絵(2015)世界におけるインクルーシブ教育の動向と課題. 安藤隆男編著, 改訂新版特別支援教育基礎論, 一般財団法人放送大学教育振興会, 204-220.
- (3) 岡 典子(2015)わが国におけるインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育. 安藤隆男編著, 改訂新版特別支援教育基礎論, 一般財団法人放送大学教育振興会, 221-235.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：中村満紀男

ローマ字氏名： NAKAMURA, Makio

所属研究機関名：筑波大学

部局名：人間系

職名：名誉教授

研究者番号（8桁）：80000280

(2) 研究協力者

なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。